

船舶事故調査報告書

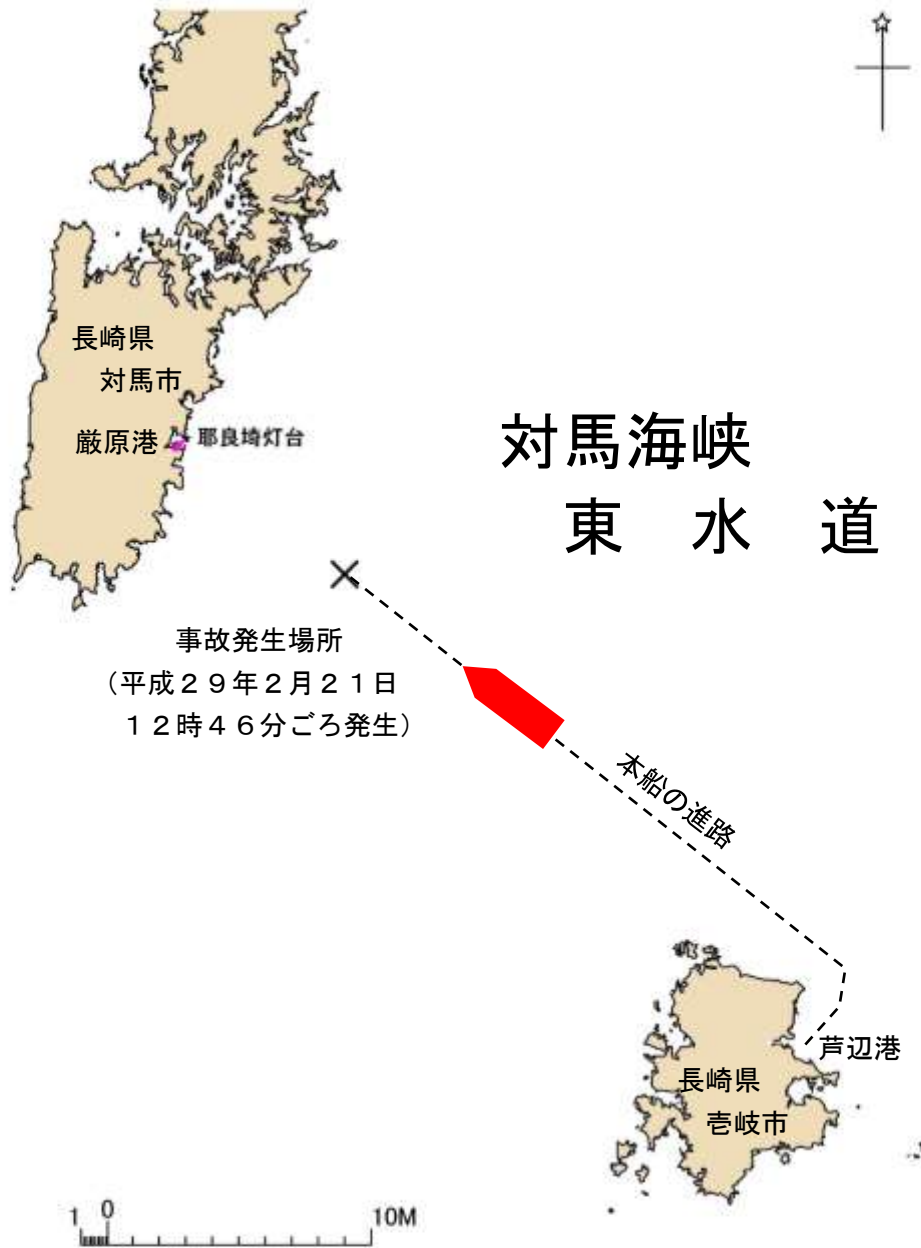
平成29年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（鯨）
発生日時	平成29年2月21日 12時46分ごろ
発生場所	対馬海峡東水道 耶良埼灯台から真方位130° 8.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 06.4′ 東経129° 25.2′）
事故の概要	旅客船ヴィーナスは、北西進中、鯨と衝突した。 ヴィーナスは、旅客9人が負傷し、前部水中翼のエネルギーアブソーバの脱落等を生じた。
事故調査の経過	平成29年2月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ヴィーナス、163トン 132635、九州郵船株式会社 30.78m×8.53m×2.59m、軽合金 ガスタービン機関2基、5,589kW（合計）、平成3年1月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成13年5月31日 免状交付年月日 平成24年10月5日 免状有効期間満了日 平成29年10月4日
死傷者等	軽傷 9人（旅客）
損傷	前部水中翼のエネルギーアブソーバが脱落、船首部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約10m/s、視程 約8M 海象：波向 南、波高 約2.0～2.5m
事故の経過	本船は、ジェットフォイルと呼称される全没翼型水中翼船で、船長ほか4人が乗り組み、旅客103人を乗せ、平成29年2月21日11時55分ごろ長崎県対馬市厳原港に向けて同県岩崎市戸辺港を出港した。 本船は、出港後、アンダーウォータースピーカー（鯨類の忌避する音声を水中に発射する装置）を作動させ、厳原港までの間の海域が減速海域（鯨の目撃情報のあった場所を中心とした半径5Mの円内の海

	<p>域で、目撃後1週間継続指定される。)であったので約35~36ノットの対地速力で翼走(前部及び後部の水中翼を降ろしたまま高速の状態に船底を水面上に上げて航行すること。)していた。</p> <p>本船は、一等航海士が操舵室中央部右席での操縦と見張りを、機関長がその左席での機関監視と見張りを、船長が右端席及び一等機関士が左端席での見張りをそれぞれ担当していた。</p> <p>本船は、対馬海峡東水道を北西進中、12時46分ごろ、船体前部に衝撃を受けて速力が急激に低下し、機関長が主機をアイドリング回転に下げ、翼走から着水して漂泊を開始した。</p> <p>船長は、一等航海士が旅客の安否確認のため客室に、一等機関士が前部ストラットの状況確認にそれぞれ向かうよう指示し、旅客に船内放送で海中浮遊物らしきものと当たった可能性があり負傷者は乗組員に申し出るよう伝えた後、携帯電話で運航管理者に本事故の発生を連絡した。</p> <p>一等機関士は、海中の障害物との衝突による衝撃から前部水中翼を保護するための緩衝装置であるエネルギーアブソーバが1本脱落していることを確認し、船長に報告した。</p> <p>機関長は、主機が正常に運転していることを船長に報告した後、船首部の詳しい状況を確認するよう船長から指示を受け、一等機関士と共に船首部区画内を確認したところ、少量の浸水があることを認め、船長に報告した。</p> <p>船長は、旅客の安否確認のため客室を巡回した一等航海士から、4人の旅客が擦り傷や打ち身などを負っている旨の報告を受け、客室にとどまり負傷者の対応をするよう、一等航海士に指示した。</p> <p>船長は、13時30分ごろ、海上保安庁に本事故の発生を通報するとともに、事故発生場所、各乗組員から報告を受けた旅客の負傷状況、船体の損傷状況等から、艇走(船体が海面に着水した状態で航行すること。)で厳原港に向かうこととした。</p> <p>本船は、予定到着時刻より約1時間50分遅れて14時50分ごろ厳原港に到着した。</p> <p>船舶所有者は、厳原港に救急車を要請していたが、病院に搬送された旅客はいなかった。</p> <p>負傷した旅客は、本事故当日又は後日、各々病院で診察を受けた。</p> <p>負傷した旅客の本事故時の座席位置及び負傷状況等は、付表1のとおりであった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付表1 負傷者状況一覧 参照)</p>
その他の事項	<p>一等航海士は、出港直後に続いて本事故発生の約10分前にも客室内巡視を行い、シートベルト未着用者へ声を掛けてシートベルトの常時着用の案内を行っていた。</p> <p>各乗組員は、操縦席で見張りを行っていたが、本事故前、前方に鳥</p>

	<p>山（魚の群れの上に集まる鳥）を認めず、また、海面の色の変化を感じなかった。</p> <p>各乗組員は、本事故後、周囲の海上を見たが、何も発見できなかった。</p> <p>アンダーウォータースピーカーには、不具合がなかった。</p> <p>船舶所有者は、本事故後、本船を入渠させて前部ストラットのポッドを分解調査したところ、ポッド内から海洋生物の皮膚らしきものが発見され、後日、鯨の皮膚であることが判明した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>不明</p> <p>本船は、対馬海峡東水道において、アンダーウォータースピーカーを作動させ、船長及び乗組員3人が前方と海面の見張りを行いながら北西進中、海中の障害物を発見できなかったことから、鯨に衝突したものと考えられる。</p> <p>鯨は、海面下にいたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、対馬海峡東水道において、アンダーウォータースピーカーを作動させ、船長及び乗組員3人が前方と海面の見張りを行いながら北西進中、海中の障害物を発見できなかったため、鯨に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室内等において、急激な減速及び船体の落下が生じた際の安全対策を適宜見直すこと。

付図1 事故発生経過概略図



付表1 負傷者状況一覧

番号	本事故時の状態及び負傷状況等
1	40歳 男性 2階後部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 頸部挫傷と診断された。
2	53歳 女性 2階中央部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 下顎部打撲と診断された。
3	73歳 男性 1階前部座席で横になり、シートベルトは未着用であった。 左胸部打撲と診断された。
4	72歳 女性 1階のトイレに入っているときに本事故が発生した。 頸椎捻挫、腰部挫傷、胸部打撲傷、左足関節捻挫と診断された。
5	30歳 女性 1階中央部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 衝撃で落下してきたエアコンのフィルタが頭部に当たった。 頭部打撲傷と診断された。
6	50歳 男性 1階中央部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 頸部捻挫と診断された。
7	53歳 男性 2階前部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 下船後、旅客窓口に痛みを訴えた。 打撲傷と診断された。
8	54歳 男性 2階後部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 本事故の翌々日に病院を受診し、同日、船舶所有者にその旨を申し出た。 急性腰痛症と診断された。
9	23歳 女性 1階中央部座席に着座し、シートベルトを着用していた。 事故の翌々日に病院を受診し、後日、船舶所有者にその旨を申し出た。 外傷性頸部症候群と診断された。

※ 全て旅客である。